

○安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例

平成29年9月21日

安中市条例第24号

改正 令和2年3月17日条例第10号

令和3年9月22日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 設置者 発電事業者（太陽光発電設備の所有者又は太陽光発電設備を整備する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。）を実施する者と異なる者である場合は、当該所有者又は当該整備する事業を行う者を含む。）をいう。
- (3) 設置区域 太陽光発電設備を設置する一団の土地（既に太陽光発電設備が設置されている土地に隣接する土地に新たに太陽光発電設備を設置する場合において、既設の太陽光発電設備と一体的に稼働する太陽光発電設備を設置する場合は、当該土地を含む。）をいう。
- (4) 近隣関係者 設置区域に隣接する土地又は当該土地にある建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。第7条第2項第1号において同じ。）の所有者をいう。

（令3条例35・一部改正）

(設置者の責務)

第3条 設置者は、当該太陽光発電設備の設置に当たり、法令及び条例等（以下「法令等」という。）の規定を遵守し、災害及び生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮しなければならない。かつ、設置区域の周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(令3条例35・一部改正)

(土地所有者等の責務)

第4条 太陽光発電設備を設置する土地の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、当該太陽光発電設備の設置により災害及び生活環境への被害等が発生しないよう、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(注視区域)

第5条 市長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第2条に規定する土砂災害(以下「土砂災害」という。)を予防するため、太陽光発電設備の設置に当たって設置者が細心の注意を払うべき区域(以下「注視区域」という。)を指定するものとする。

2 注視区域は、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域とする。

(抑制区域)

第6条 市長は、土砂災害を防止し、及び国立公園又は国定公園内の景観を保全するため、太陽光発電設備の設置を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定するものとする。

2 土砂災害を防止するための抑制区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

3 国立公園又は国定公園内の景観を保全するための抑制区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域及び同法第21条第1項の規定により指定された特別保護地区とする。

(令3条例35・一部改正)

(適用範囲)

第7条 この条例は、次に掲げる要件に該当する太陽光発電設備に適用する。

- (1) 設置区域の全部又は一部が注視区域内に位置する場合であって、当該設置区域の面積が500平方メートル以上である場合
- (2) 設置区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、設置区域の面積が1,000平方メートル以上である場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する太陽光発電設備は、この条例を適用しない。

(1) 建築物に太陽光発電設備を設置する場合

(2) 市、国又は他の地方公共団体が設置者となる場合

(令2条例10・令3条例35・一部改正)

(設置の同意)

第8条 設置者は、市内において前条第1項各号のいずれかの要件に該当する太陽光発電設備の設置をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該設置に係る工事を開始しようとする日の60日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出した上、当該設置に係る市長の同意を得なければならない。

(1) 設置者の氏名及び住所（設置者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地とする。）

(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事の開始予定日及び完了予定日

(3) 設置区域の所在地及び面積

(4) 太陽光発電設備の設置に伴う土砂災害に対する対策及び生活環境の保全に係る対策の内容

(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、太陽光発電設備の設置に係る計画書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の同意には、当該同意に係る設置区域の周辺の災害の発生の防止及び生活環境の保全のため必要な条件を付することができる。

(同意の基準)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出の内容が適正であると認める場合は、太陽光発電設備の設置に同意するものとする。

(同意の制限)

第10条 市長は、設置区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、第8条第1項の同意をしないものとする。ただし、規則で定める法令等に基づく許可等を受け、又は受ける見込みがある場合及び規則で定める法令等の許可権者と協議を行った結果、許可等の手続が不要となった場合は、この限りでない。

(令3条例35・一部改正)

(変更の同意)

第11条 第8条第1項の同意を得た設置者は、同項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする設置者は、規則で定めるところにより、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 第8条第2項の規定は前項の規定による届出に、第8条第3項及び前2条の規定は第1項の同意について準用する。この場合において、第8条第2項中「前項」とあるのは「第11条第2項」と、第8条第3項中「第1項」とあるのは「第11条第1項」と、第9条中「前条第1項」とあるのは「第11条第2項」と、前条中「第8条第1項」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

(住民等への説明等)

第12条 設置者は、第7条第1項各号のいずれかの要件に該当する太陽光発電設備の設置をしようとするときは、第8条第1項の規定による届出を行う前に設置区域の周辺の住民及び近隣関係者（以下「住民等」という。）に対し、当該設置に関する説明会を開催しなければならない。

2 設置者は、前条第2項の規定による届出において、規則で定める事項を変更する場合は、当該届出を行う前に住民等に対し、当該変更に関する説明会を開催しなければならない。

3 設置者は、前2項に規定する説明会の開催に当たっては、住民等の理解を得ることができるよう努めるものとする。ただし、住民等が設置者の説明に応じない場合その他規則で定めるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(開始等の届出)

第13条 設置者は、太陽光発電設備の設置に係る工事を開始し、完了し、又は中止し、若しくは再開した場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第14条 設置者は、第8条第1項の同意（第11条第1項の同意を含む。第18条第1項第3号において同じ。）を得た後、当該同意に係る太陽光発電設備を除却するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

(令3条例35・一部改正)

(設置の完了の確認)

第15条 市長は、第13条の規定による太陽光発電設備の設置に係る工事の完了の届出があ

ったときは、第8条第1項の規定による届出（第11条第2項の規定による届出があった場合は、当該届出を含む。第18条第1項第1号において同じ。）の内容と当該設置の内容に相違がないかどうかを確認するものとする。

（報告の徴収及び立入調査等）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し太陽光発電設備の設置に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に設置者の事務所、事業所その他当該太陽光発電設備の設置に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言又は勧告）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、太陽光発電設備の設置に関し、災害及び生活環境への被害等が発生しないために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、設置者が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該設置者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第18条 市長は、設置者が次に掲げる事由に該当するときは、その事実を公表することができる。

(1) 正当な理由なく第8条第1項の規定による届出をしない場合

(2) この条例に基づく届出において、虚偽の内容を届け出た場合

(3) 第8条第1項の同意を得ずに太陽光発電設備の設置に係る工事を開始した場合

(4) 第16条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

(5) 正当な理由なく前条第2項の規定による勧告に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次に掲げる事由に該当する者については、この条例を適用しない。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者

(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 第10条に規定する規則で定める法令等に基づく許可等を受け、又は受ける見込みがある者

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項本文又は第5条第1項本文に規定する許可を受けている者

ウ 設置区域の面積が3,000平方メートル以上である太陽光発電設備の設置であって、土地の形質の変更を伴うものについて、市長に対する事前の協議を行っている者

附 則（令和2年3月17日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次に掲げる事由に該当する者が設置する太陽光発電設備については、この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者

(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項本文に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項本文又は第5条第1項本文に規定す

る許可を受けている者

附 則（令和3年9月22日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次に掲げる事由のいずれかに該当する者が設置する太陽光発電設備については、この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者

(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していない者であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項本文に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

ウ 群馬県砂防指定地管理条例（平成15年群馬県条例第33号）第4条第1項本文に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項本文に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

オ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項本文又は第5条第1項本文に規定する許可を受けている者